



ハグインスター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所

P1

所長
コラム

この歳で「時間つぶしの難しさ」を実感！

本年7月から自宅から程近くにあるフィットネスジムへ週に1度くらいのペースで通うことにしています。このキッカケは、現在の事務所を開業以来、がむしゃらに職場と自宅を往復する生活から、80歳を超えて少しは個人の時間に余裕を設けようとの気持ちになったからでありました。

それというのも、昨年来体調を崩すことが続いたことにより、先ず仕事から個人の時間を先取りすることを思いついたもので、1日のうち先ず半分を仕事タイムから外してみたのです。実際に長年休むこと（お付き合いとか、役職に勤める時間等を除き）のない習慣から抜け出してみると、その多くの時間の消費に随分と苦勞というか工夫が必要となることがわかってきたのです。

そして朝10時からオープンするフィットネスジムの参加者の内の女性（その大部分は主婦？）の方々は別として、男性の参加者で毎日のように通っている方は社会の定年を迎えた60歳～70歳代が多いということは、定年後を結構ジム通いで時間を過ごしている利用者が多いということで、この時間帯を有効に過ごすことは過去の自分にとって考えられなかった事でありました。

さてフィットネスジムで費やす時間帯を取ることはできたものの、よく考えてみると、それを超えるこれといった趣味や道楽の種目は簡単には見当たらず、かと云って別のビジネスに眼を向けるわけにはいきません。

そこで思いつくのは簡単にはいきませんが陶芸（多少経験あり）、老人会コーラス参加、家内が実践している写経（時間無制限）への挑戦等というのが今の正直な思案中の構想ですがどうなりますことやら。

読者の皆様から、もし良きアドバイスがあればよろしくお願い致したいものであります。





情報

P2

税務調査事例から

先日受講した研修の中から「税務調査」で指摘を受けた事例についてご紹介します。

【事例1】

3月決算のA社は、毎年2月に3月分から1年分の雑誌購読料を支払った期の損金として処理しています。また、新車を購入した際の自賠責保険料（3年分）を支払った期の損金として処理しています。

〔調査官の指摘〕

自賠責保険料については支出時での損金処理を認めますが、雑誌年間購読料については当事業年度に係る分しか損金処理が認められません。

〔根拠〕

法人税法基本通達2-2-14

前払費用（一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち～以下省略）の額は、当該事業年度の損金の額に算入されないものであるが、法人が、前払費用の額でその支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、これを認める。

※基本通達は役務の提供を受けた場合について規定しています。雑誌の購読は物品の購入に該当するため、当該通達を適用することはできませんので注意が必要です。

【事例2】

A社は過去の株主総会において、全役員の給与総額を年1億円以内、さらに代表取締役の給与総額を年1,800万円以内、それ以外の取締役の給与総額を各人1,200万円以内とするという決議を行い現在に至っています。ところが、本事業年度においてB代表取締役が独断で自己の役員給与を年2,400万円に増額しました。なお、本事業年度における他の取締役の給与はそれぞれ限度額以内であり、全役員の役員給与総額も限度額以内となっています。A社は全役員の給与総額が限度額1億円以内であるという理由で役員給与全額を損金処理しています。

〔調査官の指摘〕

B代表取締役に対する役員給与のうち、過去の株主総会で決議した年1,800万円を超える部分については損金算入が認められません。

〔根拠〕

国税庁ホームページ：質疑応答事例（過大役員給与の判定基準）

総会において支給額の総枠を定め、その上で各人ごとの支給限度額を定めているため、決議に基づく各人ごとの支給限度額を基準として判定することになります。

（次ページに続く）

※新たにアクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですがにを入れご返信ください。

下記へ配信してください。
会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL _____

FAX 079-288-0997
FAX _____



(前ページから続く)

P3

※役員報酬を改定した場合には必ず「株主総会議事録」や「取締役会議事録」を作成し、保管しておくことが大事です。

また、過去に決議した役員報酬の総枠を確認しないまま各人ごとの支給限度額を改定し、総枠を超過してしまっているケースも散見されるそうです。このような場合も過大役員給与として否認を受ける可能性がありますのでご注意ください。

いずれもうっかりすると間違いを起こしそうな事例です。税務調査で指摘を受けないように改めてご確認頂けたらと思います。
(記事担当：吉田)



マニュアル作成のセミナー開催します！

作業の効率化や作業ミス低減、人材育成力の向上に欠かせない『マニュアル』を画像・動画ベースでかんたんに作成できる次世代型マニュアル作成・共有ツール『Teachme Biz』をご紹介しますセミナーを開催します。参加無料となりますので下記よりお申込み下さい。

【日 時】平成28年11月11日(金) 15:00~17:00

【会 場】姫路商工会議所 502会議室

【参加費】無料

【共 催】株式会社スタディスト

【お申込み】<https://biz.teachme.jp/school>



10月6日・7日は、事務所を不在とさせていただきます

10月6日(木)、7日(金)は事務所職員の研修旅行の為、事務所を不在とさせていただきます。大変ご迷惑をおかけ致しますが、何卒ご了承のほどよろしくお願い致します。

なお緊急の場合は 尾上かおり 090-8539-4705

または 尾上尚樹 090-2595-0665 までお願い致します。

※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない
会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL

FAX 079-288-0997
FAX